

芦屋市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市住生活基本計画（以下「住生活基本計画」という。）を策定するため、
芦屋市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 住生活基本計画の策定等に関すること。
- (2) その他設置目的の達成のため必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 市民
- (4) 市職員及び関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住宅政策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。